

NPO 法人岡崎がくどうの会

放課後児童支援員都道府県認定資格研修レポート

科目①『放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容』

科目②『放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護』

科目③『子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ』

科目④『子どもの発達理解』

科目⑤『児童期（6歳～12歳）の生活と発達』

科目⑥『障害のある子どもの理解』

科目⑦『特に配慮を必要とする子どもの理解』

科目⑧『放課後児童クラブに通う子どもの育成支援』

科目⑨『子どもの遊びの理解と支援』

科目⑩『障害のある子どもの育成支援』

科目⑪『保護者との連携・協力と相談支援』

科目⑫『学校・地域との連携』

科目⑬『子どもの生活面における対応』

科目⑭『安全対策・緊急時対応』

科目⑮『放課後児童支援員の仕事内容』

科目⑯『放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守』

【クラブ】（ あおぞらクラブ ） 【名 前】（ 朴 鶴 順 ）

全 16 回の講義で心にのこったことや気づいたことや学んだこと、今後の実践に活かしていきたいことなど、感想もふくめてお書きください（自由記述）。

本研修である、「放課後児童支援員都道府県認定資格研修」は出欠席チェックや毎週の本人確認が大変重要視されており、なぜなのかと個人的に疑問を感じ事務局職員さんに尋ねると、現在の学童指導員たる資格は本来であれば、老人介護分野の各資格と同様に何らかの学組織で体系的に学ぶべき分野であり、且つその指導員資格もそれに準じて国家資格の域にある重責の職であるとの位置づけで、そのように本人確認や講義中に居眠り 10 分すれば欠席扱いに準じるし、なおさら全講習を全員が省略することなく受講いただきたいとの都道府県等の担当行政部門からの要請依頼も合わせてあるとの即答を得た。実に驚きました。指導員の業務が新任研修を受講して、いかに教育学に則った奥深い、人間の発達と成長に関して学童期に特化したアカデミックな学識を必須とすると学んだものの、その資格が国家資格にまで準ずると明言された時には、本当に驚いたというよりも言葉にできなかった。

しかし、全 8 教科をその講義内容を実践するキャリアを有する行政官や大学研究者、指導員の諸先輩方等を通じて、より具体的に、より教育的視点で指導員としての観点をいかに持ち、且つ維持、自己研鑽していくのかを教授され、先の資格云々に関する事務局の説明が十二分に納得できた。また、私的にその頃ラジオで傾聴した国会討論の中に「学童保育の量と質」の問答が野党議員と子ども家庭庁トップの間でなされ、「量は予算でクリアできてもその質はいかがなのか」について、今後対策を十分練る予定があるとの応答があって、そこからいろいろと指導員業務に取り組む自己姿勢について深く考える機会となった。

学童さん方の人権を尊重し、その発達と成長を長い目で見守っていける指導員として今後も専任研修をはじめ、学び続けたいし専任管理者さんとのコミュニケーション交流を大切に指導員として職務を全うしたいと考えました。